

畜舎における消防用設備等の特例基準のあり方に関する検討部会報告書
骨子（案）（たたき台）

目次

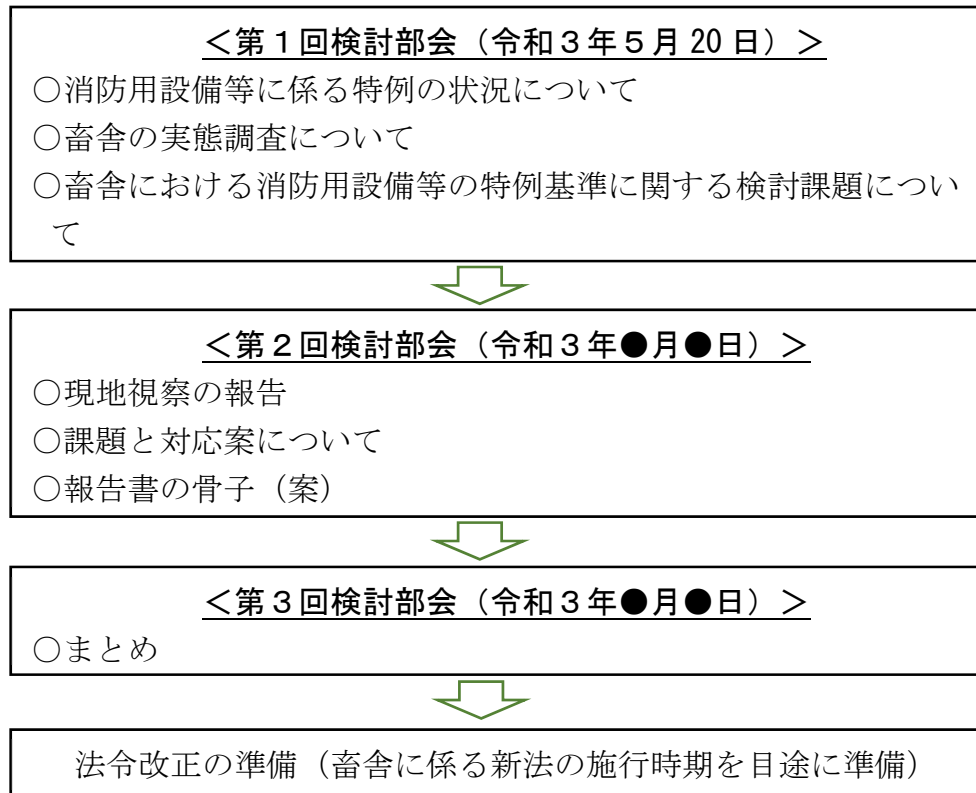
- 1 検討の背景等
 - (1) 背景
 - (2) 検討項目
 - (3) 検討の進め方とスケジュール
- 2 検討の体制
- 3 消防用設備等に係る特例の適用状況について
 - (1) 必要となる主な消防用設備等の基準の概要
 - (2) 32条の適用状況
- 4 畜舎の実態について
 - (1) 視察結果
 - (2) 火災の状況
- 5 消防用設備等の特例基準について
 - (1) 共通事項について
 - ア 畜舎
 - イ 関連施設
 - ウ 周囲の状況
 - エ 構造
 - オ 居室
 - (2) 消防用設備等の特例内容について
 - ア 消火設備
 - イ 警報設備
 - ウ 避難設備
 - エ 消防用水
- 6 今後の課題

1 検討の背景等

(1) 背景

- 規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）において、畜舎に係る消防法（昭和23年法律第186号）に基づく各地域の規制の実態を調査し、規制の見直しを行う必要があるか検討を行うこととされた。
- これを踏まえ、消防庁においては、畜舎における消防法令の適用状況に係る調査を実施したところであり、当該調査の結果、「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律」（令和3年4月22日衆議院可決、令和3年5月12日参議院可決）の施行時期を目途として、政省令の改正を基本に畜舎における特例基準を定めることにより、判断基準の明確化、統一化を図ることとなった。
- 以上から、今般、「予防行政のあり方に関する検討会」の部会として本検討会を開催し、畜舎における消防用設備等の特例基準について検討する。

(2) 検討の進め方とスケジュールについて



2 検討の体制

検討部会の構成員は次のとおり。

(敬称略 五十音順)

<委員>

内山 智文	大隅肝属地区消防組合消防本部予防課長
國重 慎二	第一総合法律事務所弁護士
河野 守	東京理科大学理工学研究科国際火災科学専攻教授
坂本 修三	一般社団法人日本養鶏協会
◎関澤 愛	東京理科大学総合研究院・火災科学研究所教授
竹延 哲治	一般社団法人日本養豚協会代表理事会長代行
中野 聡範	盛岡地区広域消防組合消防本部予防課長
中林 正悦	全国肉牛事業協同組合理事長
三浦 啓	北海道建築士事務所協会副会長
水木 慶一	とちぎ広域消防事務組合とちぎ広域消防局予防課長

<オブザーバー>

国土交通省住宅局建築指導課
全国消防長会
農林水産省生産局畜産部畜産企画課

(◎：部会長)

3 消防用設備等に係る特例の適用状況について

(1) 畜舎に係る主な消防用設備等の設置基準の概要

ア 消火設備

消火器	<ul style="list-style-type: none"> ・延べ面積 300 m²以上 ・指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を貯蔵し又は取り扱うもの。 ・危政令別表第 4 に掲げる数量以上の指定可燃物を貯蔵し又は取り扱うもの ・地階、無窓階又は 3 階以上の階で、床面積が 50 m²以上のもの
屋内消火栓設備	<ul style="list-style-type: none"> ・延べ面積 1,000 m²以上 ・地階、無窓階又は 4 階以上の階で、床面積が 200 m²以上のもの ・主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物にあっては当該数値の三倍の数値・主要構造部を耐火構造としたその他の防火対象物又は建築基準法第二条第九号の三イ若しくはロのいずれかに該当し、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物にあっては当該数値の二倍の数値
屋外消火栓設備	<ul style="list-style-type: none"> ・耐火建築物・・・1、2 階の床面積の合計 9,000 m²以上 ・準耐火建築物・・・1、2 階の床面積の合計 6,000 m²以上 ・その他の建築物・・・1、2 階の 3,000 m²以上 ・同一敷地内にある二以上の建築物（耐火建築物及び準耐火建築物を除く）で、当該建築物相互の 1 階の外壁間の中心線からの水平距離が 1 階にあっては 3m 以下、2 階にあっては 5m 以下である部分を有するものは、一の建築物とみなして面積を算定する。
特殊消火設備	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車のに供される部分は、1 階の床面積 500 m²以上 ・発電機・変圧器その他の電気設備が設置されている部分の床面積 200 m²以上 ・ボイラー室等の設置されている部分の床面積 200 m²以上 ・指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う部分は、危政令別表第 4 で定める数量の千倍以上貯蔵し、又は取り扱うもの

イ 警報設備

自動火災報知設備	<ul style="list-style-type: none"> ・延べ面積 1,000 m²以上 ・地階、無窓階及び3階以上階で、床面積が 300 m²以上のもの
ガス漏れ火災警報器	<ul style="list-style-type: none"> ・令別表第一に掲げる建築物又は工作物で、その内部に、温泉の採取のための設備（温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）第十四条の五第一項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の場所において温泉を採取するための設備を除く。）が設置されているもの及び可燃性ガスが自然発生するおそれがあるものとして消防長・消防署長が指定する防火対象物の部分
漏電火災警報器	<ul style="list-style-type: none"> ・間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するもの ・延べ面積 1,000 m²以上（消防機関へ通報する火災報知設備は、延べ面積 1,000 m²以上で設置を要するが、一般加入電話等を設置した場合には、当該設備を省略することができる。） ・契約電流容量 50A を超えるもの
消防機関に通報する火災報知設備	<ul style="list-style-type: none"> ・延べ面積が 1,000 m²以上のもの ※消防機関へ常時通報することができる電話を設置したときは、火災報知設備を設置しないことができる。
非常警報設備	<ul style="list-style-type: none"> ・収容人員が五十人以上のもの ・地階及び無窓階の収容人員が二十人以上のもの

ウ 避難設備

誘導灯	・ 地階、無窓階及び 11 階以上の部分
誘導標識	・ 全ての防火対象物 ※誘導灯の有効範囲内の部分について誘導標識を設置しないことができる

エ 消防用水

消防用水	・ 敷地面積が 20,000 m ² 以上あり、かつ、1 階及び 2 階の床面積の合計が耐火建築物は 15,000 m ² 以上、準耐火建築物は 10,000 m ² 以上、その他の建築物は 5,000 m ² 以上のもの。 ※同一敷地内に建築物が二以上ある場合において、これらの建築物が、当該建築物相互の一階の外壁間の中心線からの水平距離が、一階にあつては三メートル以下、二階にあつては五メートル以下である部分を有するものであり、かつ、これらの建築物の床面積を、耐火建築物にあつては一万五千平方メートル、準耐火建築物にあつては一万平方メートル、その他の建築物にあつては五千平方メートルでそれぞれ除した商の和が一以上となるものであるときは、これらの建築物の設置基準については、一の建築物とみなす。
------	---

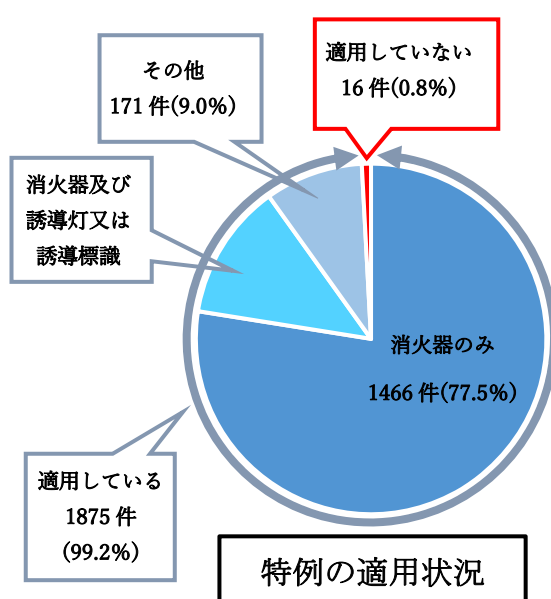
(2) 32条の適用状況

- 畜舎は、消防法令に基づき、面積に応じ、消火器のほか、屋内消火栓設備や屋外消火栓設備、消防用水、自動火災報知設備などの消防用設備等の設置が必要となる。ただし、管轄消防本部の消防長・消防署長の判断により、各畜舎の具体的な位置や構造等が一定の要件に適合すると認められる場合は、消防法施行令第32条の規定に基づく特例を適用し、消防用設備等の設置を免除できるものとされている。
- 消防庁では、技術的助言として、特例の適用に際しての要件に係る質疑応答を通知発出している。各消防本部では、当該技術的助言の内容に沿って、運用がなされている。
- 消防庁では、全国の消防本部に対し、畜舎の用途に供する防火対象物（※1）について、消防法施行令第32条に基づく特例を適用し、消防用設備等の設置を免除した事例について調査を行った。（※2）

※1 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業に係る予算成立日（平成28年1月20日）以降に着工したもので、自動火災報知設備の設置義務の対象となるもの（延べ面積1,000㎡以上のもの）

※2 「畜舎に係る消防法施行令第32条の適用事例の報告について」（令和2年9月18日消防予第314号）

- その結果、回答のあった1,891件の畜舎のうち、消防法施行令第32条に基づく特例を適用しているものが1,875件(99.2%)、適用していないものが16件(0.8%)であった。



○特例を適用していない理由（16件）

〈消防庁通知で示した要件に該当しないもの〉

- ・ 周囲に住宅地、山林や建築物があり、出火した場合に空地不十分で周囲への延焼危険があるため（7件）

〈消防庁通知で示した要件には該当するが、消防本部において、特例の適用は不可と判断したものの〉

- ・ 過去に管内の畜舎で火災が発生し、大きな被害となった事例があったため（2件）
- ・ 避難上又は消防活動上有効な開口部を有していないため（2件）
- ・ 研究施設としての畜舎であり、出火危険及び人命危険が少なくないと判断したため（1件）

〈その他〉

- ・ 施主の意向によるため（1件）
- ・ 調整中（3件）

4 畜舎の実態について

(1) 視察結果

ア 浦幌デーリィファーム（北海道十勝郡浦幌町）

別添資料（非公開）のとおり。

イ 株式会社B & M（北海道帯広市浦幌町）

○調査日 令和3年3月12日

○敷地面積 30,369 m²、

○敷地内棟数 4棟

○収容人員 4名

○ロボット搾乳牛舎A棟

- ・平屋建
- ・延べ床面積 3,635 m²
- ・鉄骨造
- ・建物の使用方法：乳牛の飼育及び搾乳
- ・設置されている消防用設備等：消火器

○ロボット搾乳牛舎B棟

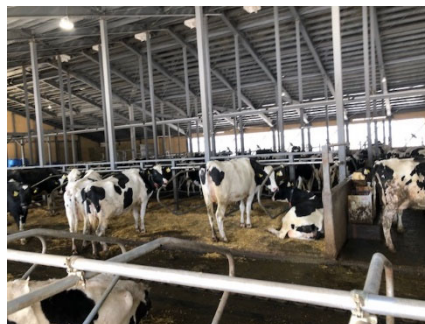
- ・平屋建
- ・延べ床面積 3,635 m²
- ・鉄骨造
- ・建物の使用方法：乳牛の飼育及び搾乳
- ・設置されている消防用設備等：消火器

○ポンプ・機械室棟

- ・平屋建
- ・延べ床面積 58 m²
- ・鉄骨造
- ・建物の使用方法：バイオガス発酵槽関連施設
- ・設置されている消防用設備等：なし

○堆積場棟

- ・平屋建
- ・延べ床面積 51 m²
- ・鉄骨造
- ・建物の使用方法：バイオガス発生に利用された後の堆肥の保管
- ・設置されている消防用設備等：なし



ウ 牧原牧場（鹿児島県鹿屋市串良町）

○調査日 令和3年3月24日

○敷地面積 20,021 m²

○敷地内棟数 4 棟

○収容人員 3 名

○ドーム舎

- ・平屋建
- ・延べ床面積 1,111 m²
- ・鉄骨造
- ・建物の使用方法：食用牛の飼育
- ・設置されている消防用設備等：消火器

○分娩・育成舎

- ・平屋建
- ・延べ床面積 1,106 m²
- ・木造
- ・建物の使用方法：食用牛の飼育

○堆肥舎

- ・平屋建
- ・延べ床面積 480 m²
- ・鉄骨造
- ・建物の使用方法：堆肥の保管
- ・設置されている消防用設備等：なし

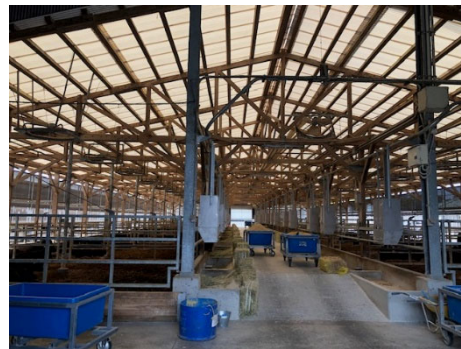
○倉庫棟

- ・平屋建
- ・延べ床面積 300 m²
- ・鉄骨造
- ・建物の使用方法：飼料の保管、従業員の休憩
- ・設置されている消防用設備等：消火器



エ 石原畜産（鹿児島県鹿屋市串良町）

- 調査日 令和3年3月24日
- 敷地面積 21,193 m²
- 敷地内棟数 10 棟
- 収容人員 2名
- 牛舎 1
 - ・平屋建
 - ・延べ床面積 1,107 m²
 - ・鉄骨造（一部木造）
- 建物の使用方法：食用牛の飼育
- 設置されている消防用設備等：消火器
- 牛舎 2～9
 - ・平屋建
 - ・延べ床面積 1,023 m²
 - ・鉄骨造（一部木造）
- 建物の使用方法：食用牛の飼育
- 設置されている消防用設備等：消火器
- 管理事務所
 - ・平屋建
 - ・延べ床面積 情報なしm²
 - ・建物の使用方法：従業員の休憩等
 - ・設置されている消防用設備等：消火器（任意）
- 堆肥舎（別敷地 ※道路を隔てた北側）
 - ・平屋建
 - ・延べ床面積 情報なしm²
 - ・建物の使用方法：従業員の休憩等
 - ・設置されている消防用設備等：なし



オ うしの中山（鹿児島県鹿屋市串良町）

- 調査日 令和3年3月24日
- 敷地面積 A敷地 約17,000 m²、B敷地 約17,000 m²、
C敷地 約17,000 m²、D敷地 約8,000 m²、
E敷地 約6000 m²
- 敷地内棟数 A敷地 13棟、B敷地 13棟、C敷地 13棟、
D敷地 8棟、E敷地 5棟
- 収容人員 30人
- 肥育舎（計42棟）
 - ・1階建、延べ床面積 840～1,350 m²、
 - ・鉄骨造
 - ・建物の使用方法:食用牛の飼育
 - ・設置されている消防用設備等:消火器
- 倉庫（計3棟）
 - ・1階建、延べ床面積 320～350 m²、
 - ・鉄骨造
 - ・建物の使用方法:資材の保管
 - ・設置されている消防用設備等:消火器
- 堆肥舎（計6棟）
 - ・平屋建
 - ・延べ床面積 800～2,000 m²、
 - ・鉄骨造
 - ・建物の使用方法:堆肥の保管
 - ・設置されている消防用設備等:消火器
- 事務所
 - ・平屋建
 - ・延べ床面積 160 m²、
 - ・鉄骨造
 - ・建物の使用方法:資材の保管
 - ・設置されている消防用設備等:消火器



(2) 火災の状況

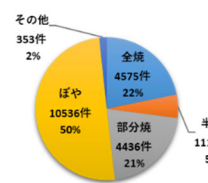
ア 過去3年の畜舎における火災の焼損程度

- 過去3年において、畜舎は100件以上の火災が発生している。
- 畜舎の焼損程度は、全焼の割合が大きく、火災が発生すると被害が大きいことが分かる。

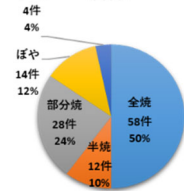
令和元年

焼損程度	全体 (件)	%	畜舎 (件)	%
全焼	4575	22%	58	50%
半焼	1111	5%	12	10%
部分焼	4436	21%	28	24%
ぼや	10536	50%	14	12%
その他	353	2%	4	3%
合計	21011		116	

<全ての防火対象物>

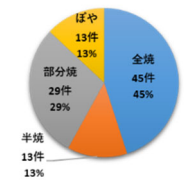
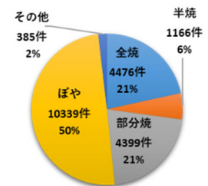


<畜舎>



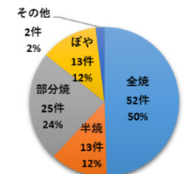
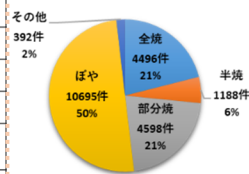
平成30年

焼損程度	全体 (件)	%	畜舎 (件)	%
全焼	4476	22%	45	45%
半焼	1166	6%	13	13%
部分焼	4399	21%	29	29%
ぼや	10339	50%	13	13%
その他	385	2%		0%
合計	20765		100	



平成29年

焼損程度	全体 (件)	%	畜舎 (件)	%
全焼	4496	21%	52	50%
半焼	1188	6%	13	12%
部分焼	4598	22%	25	24%
ぼや	10695	50%	13	12%
その他	392	2%	2	2%
合計	21369		105	

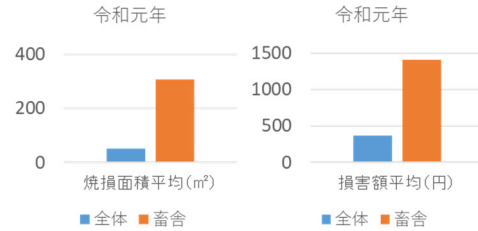


イ 過去3年の畜舎における火災による焼損面積平均及び損害額平均

- 畜舎の焼損面積の平均は、全体に比べて焼損面積が大きい。
- 畜舎の損害額の平均は、焼損面積と同様に損害額についても大きい。

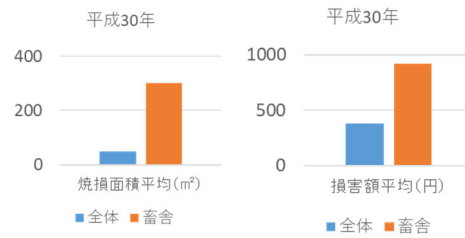
令和元年

	全体	畜舎
焼損面積平均 (㎡)	51.1	306.4
損害額平均 (円)	367万	1409万



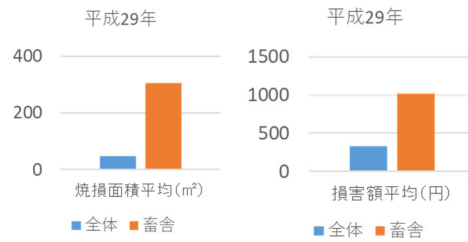
平成30年

	全体	畜舎
焼損面積平均 (㎡)	50.1	301.12
損害額平均 (円)	381万	920万



平成29年

	全体	畜舎
焼損面積平均 (㎡)	48.8	304.27
損害額平均 (円)	328万	1020万



ウ 過去3年の畜舎における火災の出火原因

○出火原因をみると、電気関係やたき火による出火が多い。

令和元年

順位	出火原因	出火件数	構成割合 (%)
1	電灯電話等の配線	12	10.3
2	たき火	10	8.6
3	電気機器	7	6.0
4	電気装置	6	5.2
5	こんろ	5	4.3
	溶接機・切断機	5	4.3
7	ストーブ	4	3.4
8	火入れ	3	2.6
	灯火	3	2.6
10	放火	2	1.7
	配線器具	2	1.7
	交通機関内配線	2	1.7
	焼却炉	2	1.7
	取灰	2	1.7

平成30年

順位	出火原因	出火件数	構成割合 (%)
1	電灯電話等の配線	13	13
2	配線器具	7	7.0
3	たき火	6	6.0
	ストーブ	6	6.0
5	電気機器	4	4.0
	排気管	4	4.0
7	電気装置	3	3.0
8	放火	2	2.0
	こんろ	2	2.0
	灯火	2	2.0
	溶接機・切断機	2	2.0

平成29年

順位	出火原因	出火件数	構成割合 (%)
1	電灯電話等の配線	14	13.3
2	電気装置	7	7.6
3	たき火	7	6.7
	ストーブ	7	6.7
	配線器具	7	6.7
6	溶接機・切断機	4	3.8
7	灯火	3	2.9
8	たばこ	2	1.9
9	放火の疑い	1	1.0
	火遊び	1	1.0
	衝突の火花	1	1.0

(参考)

順位	平成28年			平成29年			平成30年		
	出火原因	出火件数	構成割合 %	出火原因	出火件数	構成割合 %	出火原因	出火件数	構成割合 %
1	放 火	3,586	9.7	たばこ	3,712	9.4	たばこ	3,414	9.0
2	たばこ	3,483	9.5	放 火	3,528	9.0	たき火	3,095	8.1
3	こんろ	3,136	8.5	こんろ	3,032	7.7	こんろ	2,852	7.5
4	放火の疑い	2,228	6.0	たき火	2,857	7.3	放 火	2,784	7.3
5	たき火	2,124	5.8	放火の疑い	2,305	5.9	放火の疑い	1,977	5.2
6	電灯電話等の配線	1,310	3.6	火入れ	1,772	4.5	火入れ	1,856	4.9
7	ストーブ	1,210	3.3	電灯電話等の配線	1,453	3.7	電灯電話等の配線	1,642	4.3
8	火入れ	1,197	3.2	ストーブ	1,355	3.4	電気機器	1,405	3.7
9	電気機器	1,132	3.1	電気機器	1,277	3.2	配線器具	1,297	3.4
10	配線器具	1,132	3.1	配線器具	1,221	3.1	ストーブ	1,197	3.2
	出火総件数	36,831		出火総件数	39,373		出火総件数	37,981	

5 消防用設備等の特例基準について

(1) 共通事項について

ア 畜舎

<特例の適用における基本的方針の考え方>

- 「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律案」（参考資料2参照）の施行時期を目途として、政省令の改正を基本に畜舎における特例基準を定めることにより、判断基準の明確化、統一化を図る。
- 特例基準は、次に該当する畜舎を対象とし、当該畜舎の構造や関連する施設等の形態、従業員の数や滞在時間等の実態に応じた合理的なものとする。また、現在の特例の適用状況を踏まえた最低限の内容とする。
 - ・畜舎の周囲に十分な空気を保有する等、出火した場合に他への延焼のおそれが少ないこと。
 - ・出火の危険や避難上の支障が少ないこと。特に、人命危険のおそれが極めて少ないこと。

- イ 関連施設
- ウ 構造
- エ 居室
- オ 周囲の状況

(2) 消防用設備等の特例内容について

- ア 消火設備
- イ 警報設備
- ウ 避難設備
- エ 消防用水

第1回及び第2回検討部会の
議論を踏まえ記載
(資料2-2参照)

6 今後の課題